

岩手県医療局管理規程第6号

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局行政文書管理規程の一部を改正する規程

医療局行政文書管理規程（平成12年岩手県医療局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 事務局長 医療局組織規程第12条第9項及び第10項に規定する事務局長をいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としないものは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指令 医療局名、指令、年次の数字、「医」を冠した課名の頭字又は病院の頭字（「岩手県立」を除く。）、病院にあっては、「病」又は「診」の字及び文書処理簿又は文書処理補助簿による番号。ただし、病院の頭字については、大船渡病院にあっては「大船渡」、大迫病院にあっては「大迫」、大東病院にあっては「大東」、大槌病院にあっては「大槌」、花巻厚生病院にあっては「花厚」、<u>花泉病院にあっては「花泉」とすること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 病院において施行する行政文書は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める施行者名により発信するものとする。</p> <p>(1) 局長名で施行するもの 局長の権限に属する事務のうち病院の長が専決するものに係る行政文書</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 事務局長 医療局組織規程第12条第7項及び第8項に規定する事務局長をいう。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としないものは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指令 医療局名、指令、年次の数字、「医」を冠した課名の頭字又は病院の頭字（「岩手県立」を除く。）、病院にあっては、「病」又は「診」の字及び文書処理簿又は文書処理補助簿による番号。ただし、病院の頭字については、大船渡病院にあっては「大船渡」、大迫病院にあっては「大迫」、大東病院にあっては「大東」、大槌病院にあっては「大槌」、花巻厚生病院にあっては「花厚」とし、<u>中央病院附属紫波地域診療センターにあっては「紫地」、磐井病院附属花泉地域診療センターにあっては「花地」とすること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 病院において施行する行政文書は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める施行者名により発信するものとする。</p> <p>(1) 局長名で施行するもの 局長の権限に属する事務のうち病院の長又は病院附属診療所の長（以下「病院等の長」という。）が専決するものに係る行政文書</p>

<p>(2) <u>病院の長</u>名で施行するもの <u>病院の長</u>に委任されている事務に係る行政文書</p> <p>(3) 病院の事務局長等名で施行するもの <u>病院の長</u>に委任されている事務に係る行政文書で軽易なもの <u>(増刷)</u></p>	<p>(2) <u>病院等の長</u>名で施行するもの <u>病院等の長</u>に委任されている事務に係る行政文書</p> <p>(3) 病院の事務局長等名で施行するもの <u>病院等の長</u>に委任されている事務に係る行政文書で軽易なもの</p>
<p>第48条 特に必要があるために、主管課において、増刷配布を受けようとするときは、<u>第45条の規定により電磁的記録を送付する際に、法務私学担当課長に申し出なければならない。</u></p>	<p>第48条 削除</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。